

令和7年度全建賞 推 薦 調 書
インフラ整備の事業又は施策の部(インフラの部)

実施機関名(主事業の実施機関名)	千葉県海匠土木事務所、千葉県道路公社
ふ り が な	ちょうしれんらくどうろ いっぱんこくどう さんぶとうそうどうろ
1. 事業(施策)の名称	銚子連絡道路二期区間 (一般国道126号 山武東総道路二期区間)
2. 事業(施策)実施期間(和暦)	平成19年11月 ～ 令和6年3月 (令和6年3月31日開通)
災害枠で推薦の場合	(災害発生日) 年 月 日 (災害名)
3. 事業費(工事費)	約14,130百万円
4. キーワード	営農環境に配慮した高規格道路の整備、国道及びJR線を跨ぐ橋梁の整備
5. 事業概要	
銚子連絡道路は、首都圏中央連絡自動車道(以下、「圏央道」)の松尾横芝ICから銚子市に至る高規格道路で、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格となり、地域間相互の連携・交流の促進などに資する大変重要な道路である。銚子連絡道路二期区間は、このうち横芝光町から匝瑳市間の延長約5kmのバイパス整備事業である。	

6. アピールする事業又は施策の「手段」と「秀でた成果」		
ハード or ソフトの分類 :該当する方に○印	① ハード面 に秀でた事業	② ソフト面 に秀でた取組
アピールする 1)「手段」	(b)既往技術の創意工夫、活用 () () ()	(a)住民参画 () () ()
アピールする 2)「秀でた成果」	(a)当該事業による本来目的の効果 () () ()	(a)当該取組による本来目的の効果 () () ()

7. 特にアピールしたい点
○周辺の営農環境に配慮した高規格道路の整備 本道路は大部分が農業振興地域を通過する形で計画されており、整備にあたり地元地区や関係機関と話し合いを重ねながら、営農に出来るだけ影響を与えないよう整備を進めた。 ○国道126号現道及びJR総武本線等を跨ぐ橋梁の整備 本道路には、国道126号現道とJR総武本線及び町道を跨ぐ橋長64.6mの宮川跨線橋が計画されており、鉄道事業者や道路管理者、地元地区と綿密な協議・調整を図り、上部工の架設計画を策定し、無事工事を完成させた。

8. 事業を代表する写真及びキャプション



写真1 横芝光町側から匝瑳市側を望む



写真2 宮川跨線橋

9. 事業内容・添付資料〔特徴を示す写真、諸元(位置図、標準断面図、施策のフローチャート、P Iの方法 等)〕

1. 銚子連絡道路二期区間の概要

千葉県北東部に位置する山武・東総地域は、従来から農林水産業や商工観光業を中心に発展してきている。今後は首都圏における地理的条件を生かした活力ある産業構造を創造し、地域がより魅力的に発展することが期待されている。

銚子連絡道路は、これらの実現のためには不可欠な山武・東総地域の根幹となる交通基盤であり、山武市と銚子市を連絡する延長約30キロメートルの高規格道路である。圏央道の松尾横芝ICに接続し、圏央道など一体となり、首都圏をはじめとする各地域との交流連携により、魅力ある個性豊かな地域づくりに貢献する道路として、強い期待が寄せられている。

銚子連絡道路二期区間は、このうち横芝光町の横芝光ICから匝瑳市の匝瑳IC間の事業延長約5キロメートルで、高規格道路としての走行性を確保するため、既存の市道や農道との交差は一部を除き立体交差とし、区間内での現道との接続位置(インターチェンジ又は交差点)は2箇所となっている。



図1 位置図

【事業概要】

区 間 : 山武郡横芝光町芝崎
～匝瑳市横須賀

延 長 : 約5.0km

道路規格 : 第3種2級

設計速度 : $V=60\text{km/h}$

車 線 数 : 2車線

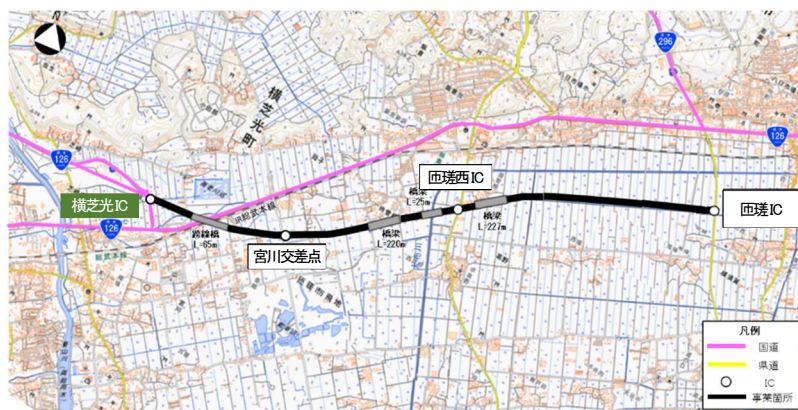


図2 平面図

地理院地図(電子国土WEB)を加工して作成

9. 事業内容・添付資料〔特徴を示す写真、諸元(位置図、標準断面図、施策のフローチャート、P Iの方法 等)〕

2. 周辺の営農環境に配慮した整備

銚子連絡道路二期区間は、九十九里平野に位置しており、平坦地で水田などの農業振興地域を通過している。このため、本道路の整備にあたっては、地元地区や関係機関と話し合いを重ねながら、営農に出来るだけ 影響を与えないよう実施した。以下にその事例を示す。

(1) 道路構造の変更

本道路は当初、低盛土構造の道路として計画していたが、農地の分断に伴う影響について複数の地元地区から強い意見があり、地区との話し合いを重ねた結果、高規格道路としての機能(サービス速度60km/h)を確保しつつ、横断する農耕車の安全な通行の確保や住環境を保全するため、道路構造を原則高盛土構造に変更し、交差する市道や農道については、横断箇所を集約した上で横断函渠を設置した。

さらに、2箇所の既存集落の前については、地域分断の解消や風通しの確保、交差する市道や水路の機能補償などを図るため、桥梁形式を採用(橋長約230m及び約220m)するなど、住環境や営農環境に配慮し事業を進めた。

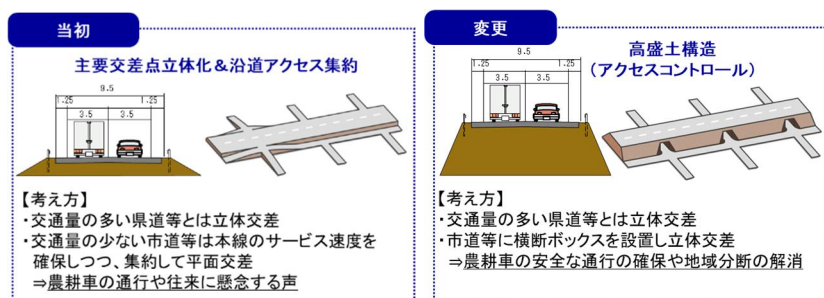


図3 構造変更概要図



写真3 高盛土構造

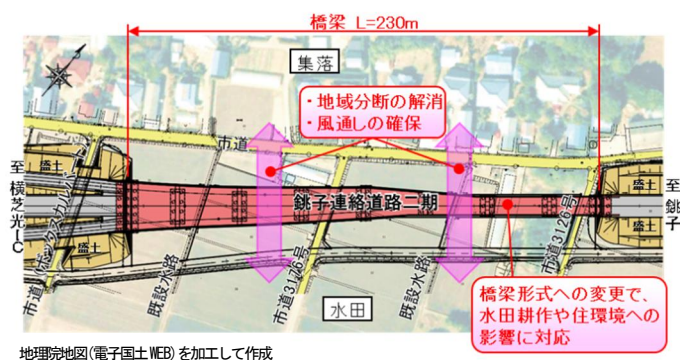


図4 集落前平面図



写真4 集落前橋梁

(2) 農業用施設の機能補償

本道路の計画地は九十九里平野の平たん地であるが故、本道路の整備にあたっては周辺農地の用排水路などの水の流れについて十分配慮する必要があった。このため、用排水路や農業用パイプライン、ポンプ施設などの農業用施設が本道路の整備により支障をきたさないよう、側道の設置や水路の付替え、本線を農道や水路が横断するためのボックスカルバートの設置、ポンプ施設の移設などを、地元地区や耕作者、関係機関等と協議しながら実施した。また工事の実施により水田耕作に影響を与えないよう、用排水路の付替えなどは原則農閑期に実施し、農閑期中に完了しない工事については、大型ポンプを設置し灌漑機能を確保し実施した。

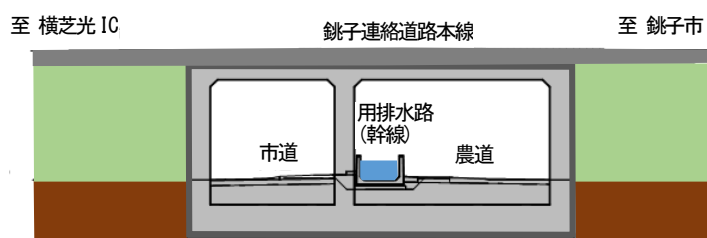


図5 ボックスカルバート断面図



写真5 函渠施工時の大型ポンプ

(3)事業用地の取得時における移転補償

事業用地として取得する箇所に、非常に高い収穫量を維持し、模範農場として見学や視察が行われているトマト栽培のビニールハウスがあった。当該ビニールハウスは、買収面積の大きさから構外移転補償を行う必要があったが、一般的に安定した収益を上げている畑が移転対象となる場合、新しい土地で新たに土づくりを行っても数年間は従前の収量に満たないなど、「土づくり」が問題となることが多い。

このため、当該ビニールハウスの移転補償の検討にあたっては、地権者の意向のほか、複数の農業専門家に意見を伺い、さらに土壌分析を実施し、その結果「当該ビニールハウスでは、長い年月をかけて相当な土壌改良を繰り返した結果、最良の土壌に仕上がっている」と考えられたことから、一般的なビニールハウスや他の工作物の移転補償に加えて、培地(トマトの根の張る深さ50cm部分)を農業用生産設備と認め、構外移転補償を行うことで、地権者の理解を得て事業用地を取得した。

3. 国道126号現道及びJR総武本線等を跨ぐ橋梁の整備

本道路の整備にあたっては、接続する一期区間(有料道路)と道路の管理上密接に関連することから、一期区間の管理者である千葉県道路公社と協定を締結し、一部区間の工事や用地取得等を委託して進めた。

当該区間には、国道126号現道とJR総武本線及び町道を跨ぐ宮川跨線橋(橋長64.6m、幅員9.5m、斜角60度、鋼単純細幅箱桁橋)が計画されており、上部工の架設においては、当公社が鉄道事業者や道路管理者、地元地区と綿密な協議・調整を図り、町道を終日通行止めすることで十分な施工ヤードが確保でき、桁下にベントが設置可能となったことから、橋梁ブロックを架設支持するベント工法で施工した。主桁の架設においては、自走式クレーンによるベント工法で、国道126号及びJR総武本線側を800tクローラークレーンで夜間施工、町道側(短スパン側)を400tオールテレーンクレーンで昼間施工にて架設した。

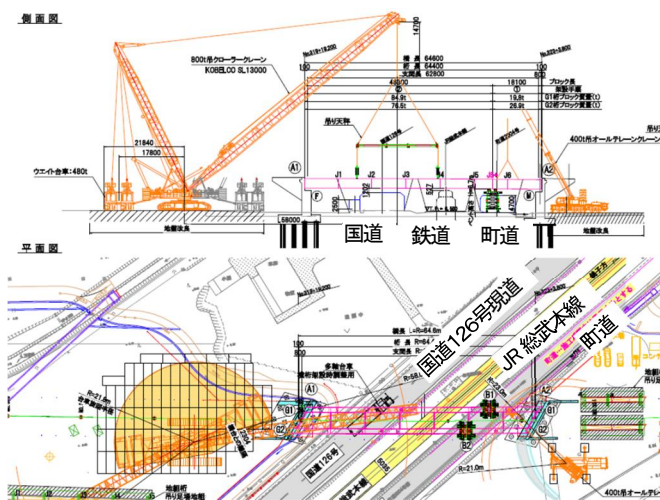


図6 宮川跨線橋計画全体図



写真6 夜間クレーン架設状況

4. 終わりに

平成19年度の事業化後、約16年の歳月を経て、令和6年3月31日に開通を迎えることが出来た。開通に先立ち、地元の匝瑳市・横芝光町主催で開催されたウォーキングイベントは、快晴のもと多くの地元の方でにぎわい、改めて本道路の開通に対する地元の期待の高さを実感した。事業の推進にあたり、御理解と御協力をいただいた地元地区の皆様や用地をご提供いただいた皆様、関係機関や調査・設計・工事関係の皆様にご心から感謝申し上げます。



写真7 開通式 (令和6年3月31日)



写真8 開通前ウォーキングイベント